

商品概要説明書

(2018年12月3日現在適用中)

1. 商品名	・総合口座									
2. ご利用できる方	・個人のお客さま ・個人名義でも、営業性預金の取扱いはできません。 ・未成年の方の新規口座開設はできません。									
	・「普通預金」・「定期預金」・「自動融資」を一冊にまとめた通帳です。定期預金の他、積立定期預金、定期積金もセットできます。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>預金の種類</th> <th>期間</th> <th>預入金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通預金</td> <td>出し入れ自由</td> <td>1円以上</td> </tr> <tr> <td>定期預金</td> <td>1ヶ月以上10年以内</td> <td>1万円以上</td> </tr> </tbody> </table>	預金の種類	期間	預入金額	普通預金	出し入れ自由	1円以上	定期預金	1ヶ月以上10年以内	1万円以上
預金の種類	期間	預入金額								
普通預金	出し入れ自由	1円以上								
定期預金	1ヶ月以上10年以内	1万円以上								
4. 預入方法・利息	・各々の商品の規定によります。									
5. 貸越極度額	・この取引の定期預金、積立定期預金、定期積金残高の合計額の90%、または500万円のうちいずれか少ない金額。 ・未成年の方は貸越のご利用はできません。									
6. 貸越利率	・定期預金・積立定期預金を担保とする場合は、約定利率に0.50%上乗せした利率 ・定期積金を担保とする場合は、約定利回りに0.70%上乗せした利率									
7. 担保設定順位	・貸越利率の低いものから順に担保とします。 ・貸越利率が同一の場合は、預入日（継続をしたときはその継続日）または初回払込日の早い順序に従って担保とします。									
8. 貸越金利息の徴求	・貸越金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金口座から引落とし、または貸越元金に組入れます。									
9. 付加できる特約事項	・スウィングサービス（定期スウィング） お客さまの指定日に総合口座の普通預金残高が一定額を超えた場合に自動的に定期預金を作成します。 ①振替指定日・・・毎月8日・18日・28日のいずれか1日 ②振替ライン・・・普通預金残高20万円または30万円 ③振替金額・・・10万円以上50万円以下で10万円の整数倍 ④作成する定期預金の種類・・・スーパー定期・期日指定定期・変動金利定期 ⑤自動解約・・・定期預金（自動作成のもの、それ以外のものともに対象）満期到来の都度、当座貸越が発生していれば、当該定期預金を自動的に解約し、普通預金に入金（貸越金の返済）します。当座貸越が発生していない場合は、自動継続します。									
10. 中途解約時の取扱い	・各々の商品の規定によります。									
11. 預金保険の適用	・普通預金、定期預金、積立定期預金、定期積金については1人あたり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。 ・普通預金（決済用）については全額保護の対象となります。									
12. その他参考となる事項	・各種預金の商品内容については、それぞれの商品概要説明書をご参照ください。									

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会
連絡先：全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772